

第2期

桐生市子ども・子育て支援事業計画 【概要版】

～子どもと親が輝くまち 桐生～

令和2年度～令和6年度



桐生市



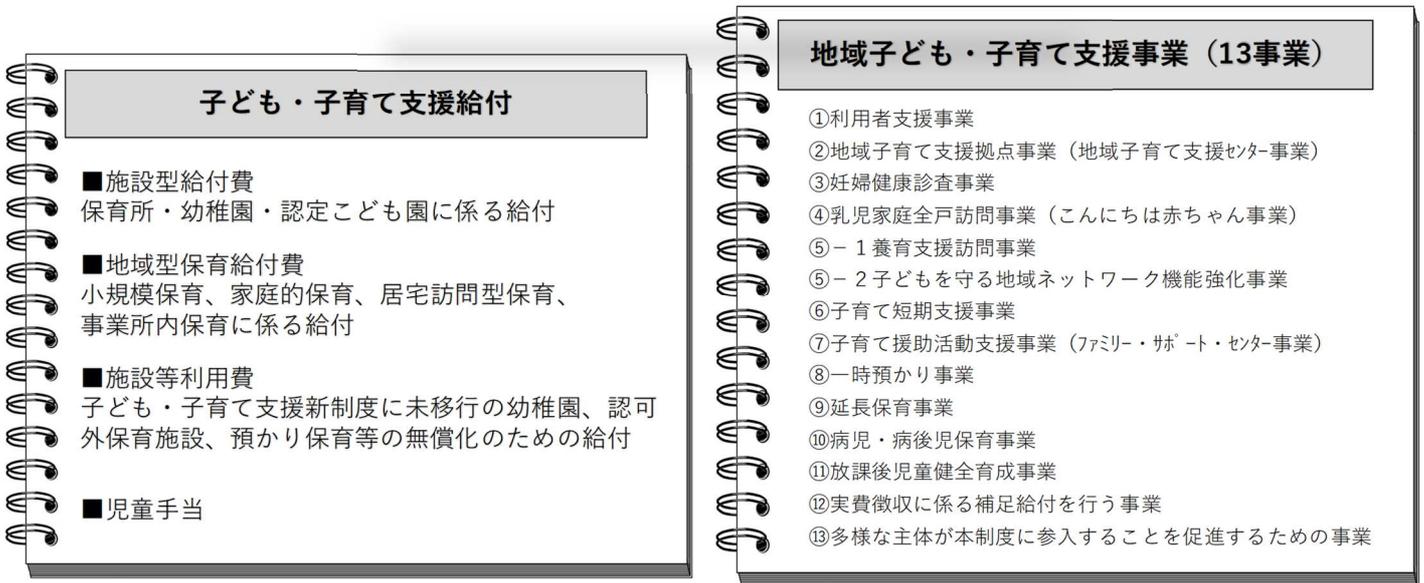
1

計画策定の背景・趣旨

本市では、子ども・子育て支援新制度開始に合わせ、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体的に策定する計画として、平成27年2月に「桐生市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から31年度までの5か年計画）」を策定し、「子どもを産み育てることに夢の持てるまち・桐生」を基本理念として、様々な子育て支援施策を推進してまいりました。

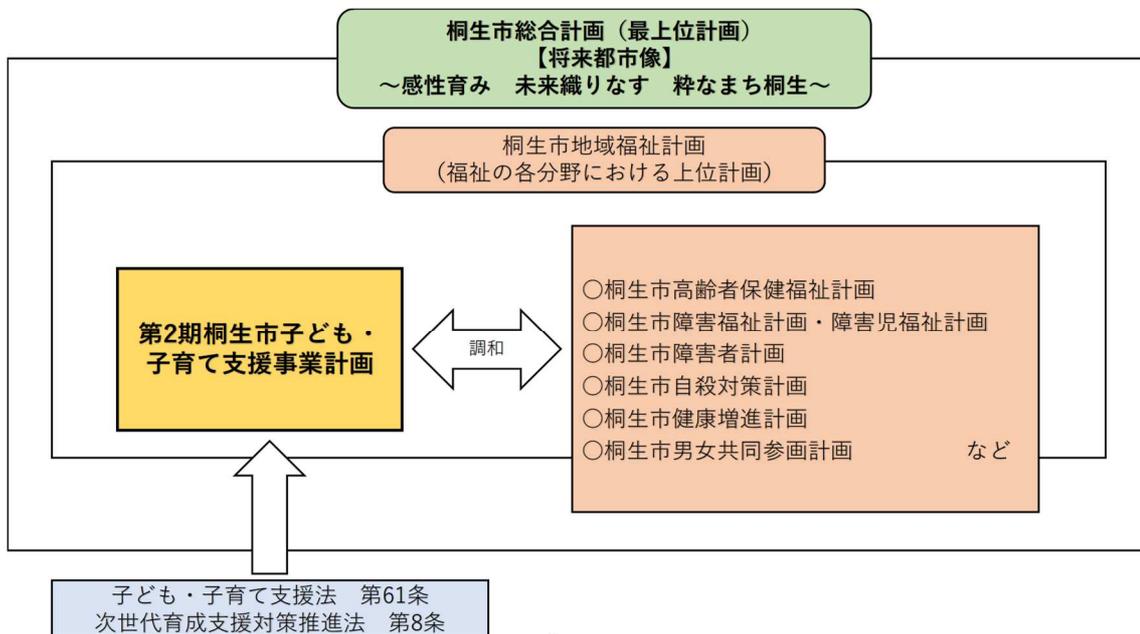
この度、現行の計画が令和2年3月末で終了することから、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とした「第2期桐生市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、将来を担う子どもの健やかな成長を支えるとともに、新たな社会環境の変化に柔軟に対応した総合的な子育て支援施策を計画的に推進してまいります。

子ども・子育て支援新制度の全体像



2

計画の位置づけ



3 計画の基本的な考え方

計画の基本理念



子どもと親が輝くまち 桐生

この基本理念の下、本市における少子化の流れに歯止めをかけるとともに、家庭環境等に関わらず、全ての子どもが健やかに成長できるよう、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実を図り、総合的な子育て支援を推進します。

基本的視点を重視した取組の推進

計画の基本理念を実現するための視点として、次の10の視点を重視した取組を展開します。

基本的視点1. 子どもの視点

基本的視点2. 次代の親の育成という視点

基本的視点3. サービス利用者の視点

基本的視点4. 社会全体による支援の視点

基本的視点5. 仕事と生活の調和実現の視点

基本的視点6. 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

基本的視点7. 全ての子どもと家庭への支援の視点

基本的視点8. 地域における社会資源の効果的な活用の視点

基本的視点9. サービスの質の視点

基本的視点10. 地域特性の視点



桐生市子ども・子育て支援事業計画とSDGs

本計画における、様々な子育て支援施策がSDGsの推進に繋がるものと考え、本計画においても、SDGsの視点を取り入れながら、子育て支援施策を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsとは

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟国193か国が2016年～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の目標です。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGsアクションプラン2019」が策定され、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取り組みが求められています。



4 計画の推進方策

基本目標1 乳幼児期の教育・保育・地域における子育て支援

乳幼児が安全・安心に育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ちあい、健やかに成長することができるように、乳幼児期の教育・保育・地域における子育て支援の充実を図ります。

★具体的な方向

- 1 教育・保育施設の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の推進



★主な事業

- 教育・保育施設の充実
- 地域子ども・子育て支援事業の推進
- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）
- ③妊婦健康診査事業
- ④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑤-1 養育支援訪問事業
- ⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参集することを促進するための事業

基本目標2 地域における子育て支援・保育サービス等の充実

利用者のニーズを踏まえた子育て支援サービスや保育サービスの充実を図るとともに、子育てする親同士の交流の場や地域の児童の養育に関する情報を提供するほか、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成の促進や、子どもの安全・安心な居場所づくりの推進など、地域における子育て支援施策を充実します。

★具体的な方向

- 1 地域における子育て支援サービスの充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 子育て支援のネットワークづくり
- 4 子どもの健全育成

★主な事業

- 訪問等による育児相談・支援の実施
- 子育てサロン（公立）、公開保育（私立）の充実
- 病児・病後児保育事業の推進
- 子育て支援マップ・ガイドブックの作成・配布
- 子育て専用ホームページの充実
- 民生児童委員・主任児童委員との連携の推進
- 放課後子供教室の充実
- PTA活動の推進
- 子どもアシストセンター事業の推進

等

基本目標3 母親と乳幼児の健康の確保と増進

きめ細かな相談支援体制の整備や、母子の健康の確保を図るとともに、食育の推進、思春期の保健対策及び小児医療を充実させることにより、子どもが周りの人たちの愛情を受けながら、たくましくおおらかに自立した大人へと育つ環境づくりを推進します。

★具体的な方向

- 1 子どもや母親の健康の確保
- 2 食育の推進
- 3 思春期保健対策の充実
- 4 小児医療の充実



★主な事業

- 不妊治療費の助成
- 母子健康手帳の交付
- 妊産婦訪問指導の充実
- 「ママ&パパ教室」の開催
- 新生児・乳児訪問指導の充実
- 乳幼児健康診査の実施
- 予防接種の実施
- 育児相談の実施
- 「むし歯予防教室」の開催
- 食に関する講座の開催
- 乳幼児に対する栄養指導
- 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進
- 性や性感染症に関する知識の普及
- 小児救急医療体制の充実への働きかけ 等

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

多様な体験活動の推進、幼児・児童・生徒の自己実現や道徳的実践力の育成、健やかな体の育成及び健康の保持増進に努めるとともに、子ども一人一人の心身の発達や特性を踏まえた、きめ細かな教育環境の整備を行います。

★具体的な方向

- 1 次代の親の育成
- 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境などの整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進



★主な事業

- 男性の子育てへの参画を推進する学習機会の充実
- 個に応じたきめ細やかな指導の充実
- 学力向上実践推進事業
- 未来創生塾の推進
- サイエンスドクター事業の推進
- 中学生海外派遣事業の実施
- 文化活動や芸術鑑賞の機会の充実
- 部活動わくわくプラン21の推進
- 学校教育相談体制の充実
- 家庭における男女共同参画学習機会の充実
- きりゅうしキッズページの充実
- 補導活動による問題行動の早期発見及び未然防止
- インターネットによる犯罪被害防止の啓発及び周知徹底 等

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

地域や学校の実情に即し、子どもの視点に立った犯罪被害防止活動を推進するとともに、犯罪などの防止に配慮したまちづくりを推進します。

★具体的な方向

- 1 良質な住宅と良好な居住環境の確保
- 2 安全な道路交通環境の整備
- 3 安心して外出できる環境の整備
- 4 安全・安心なまちづくりの推進など

★主な事業

- 優良な賃貸住宅の供給
 - ゆったりした歩道の整備
 - 交通安全施設の整備促進
 - 都市公園などの整備促進
 - 赤ちゃんの駅の設定
 - パトロール活動の推進
- 等

基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進

多様な働き方を選択し、「働き方の見直し」を進め、仕事や生活に対する意識や考え方などの転換を図るため、企業などと連携し、広報、情報提供などを進めていきます。また、安心して仕事と子育てを両立できるように、様々な事業の充実等を図ります。

★具体的な方向

- 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

★主な事業

- 企業の子育て参加の推進
 - 事業所に対する育児休業制度の普及・啓発
 - 育児休業の取得促進と整備
 - 父親の子育て参加の促進
 - 延長保育事業の実施
 - 休日保育事業の実施
 - 放課後児童クラブの充実
- 等

基本目標7 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

結婚・妊娠・出産・育児期を通じて切れ目ない支援が確保されるよう、様々な子育て支援の充実を図ります。また、妊産婦等の地域の実情に応じたニーズに対応する中で、ライフステージの各段階に応じたきめ細かな支援も行います。

★具体的な方向

- 1 切れ目のない支援施策

★主な事業

- 婚活に対する支援
 - しあわせ妊婦健康診査受診票の交付
 - 乳児家庭全戸訪問事業の実施
 - 地域子育て支援センターの充実
 - 子育て世代包括支援センターの推進
 - 子ども家庭総合支援拠点の推進
- 等

基本目標8 子どもの安全の確保

正しい交通ルールやマナーなど交通教育の充実を図り、「自らの命は自らが守る」ための交通危機意識を養い、子どもの交通事故を未然に防止するための施策を推進します。また、子どもを犯罪等の被害から守るため、警察、学校、家庭、地域、ボランティアなどの関係団体と連携したパトロール活動の推進や情報交換などを実施します。

★具体的な方向

- 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 3 被害に遭った子どもの保護の推進

★主な事業

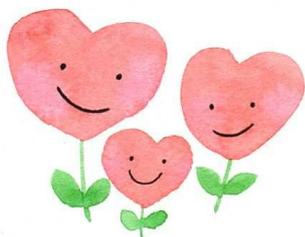
- 四季の交通安全運動の推進
- 交通危険箇所への対応
- 保育所・幼稚園・小学校における交通安全教室の開催
- 犯罪などに関する情報の提供を推進及び関係機関・団体との情報交換を実施
- 教育研究所の相談員による訪問相談などの実施 等

基本目標9 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

要保護児童家庭やひとり親家庭への支援、障害児施策の充実等、子どもの貧困に対する支援が推進できるように、各関係機関と連携しながら、迅速に対応できる体制を整備し、必要な支援を行います。

★具体的な方向

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 3 障害児施策の充実等
- 4 子どもの貧困に対する支援



★主な事業

- 要保護児童対策地域協議会の開催
- 家庭児童相談室の充実
- ひとり親家庭自立相談の充実
- 子ども発達支援の充実
- 療育支援相談事業の充実
- 障害児相談支援の実施
- 心身障害児生活サポート事業の推進
- 障害児保育事業の推進
- 特別支援学校・特別支援学級の充実
- 障害児の地域支援活動の推進
- 子どもの居場所づくりの充実
- フードバンク事業の推進
- 生活困窮者自立支援事業の実施 等

第2期 桐生市子ども・子育て支援事業計画〈概要版〉

令和2年3月発行

編集：桐生市保健福祉部子育て支援課

T E L : 0277-46-1111 (代表) F A X : 0277-45-2940